



謹賀新年

新年明けましておめでとうございます。
本年もどうぞよろしくお願いたします。

安部内閣は昨年臨時国会において、外国人労働者の受け入れを拡大する出入国管理法の改定、漁業法と水道法の改悪、日欧経済連携協定（EPA）など、国民生活に直結する重要法案を短時間の審議で強行採決しました。政治をゆがめた「森友」・「加計」問題も解明されていません。そのようななかで2019年は参議院選挙があります。

このようなゆがんだ政治に厳しい審判を下し、安倍内閣を退陣に追い込む第一歩の年にしたいと思います。「生活の向上」「平和と民主主義を大切に政治」を取り戻すために頑張ります。

安倍内閣「水道民営化法」を強行成立

「水道民営化法案」は昨年の臨時国会で可決、成立しました。自治体から民間企業への運営移行を促進する「コンセッション方式(PFI)」の導入による「水道民営化」は、「料金高騰」や「水質悪化」が海外で明らかになっています。安部内閣はそうした反対の声に耳を貸さず、強引に法案を成立させました。

営利優先の外国資本に売却

「水道民営化」は営利を目的にする「巨大多国籍企業」が参入しやすい「コンセッション方式」を導入しました。これは施設所有者は自治体としながら、運営だけを民間に委託（運営を民間に丸投げ）するものです。災害で水道施設が破損しても修理費用を自治体が負担することになり、民間企業の利益を確保しやすくなります。

料金の高騰とサービス低下につながる

水道の民営化は1990年代に世界で進みましたが、30年たった現在、それを元に戻そうと「再公営化」が進められています。水道民営化による問題点は「料金の高騰」「サービスの低下」「水質の悪化」「民間事業者に対する行政

の監督が困難」「財務の透明性の欠如」「契約内容の不履行」などが挙げられます。

〔委託とコンセッションの比較〕

	業務委託	コンセッション方式
水道事業運営	地方自治体	民間企業
水道施設所有	地方自治体	地方自治体
民間企業の業務	検針、料金徴収、ポンプ場経営等	水道事業すべてを運営
契約期間	1年ごとに更新	15年以上の長期間も認める
企業の裁量範囲	業務委託契約の範囲内	すべての業務
運営原資	自治体からの委託料	水道料金

議会の議決は不要

昨年6月に水道民営化に拍車をかけるPFI法を改正しました。これまで、上下水道や公共施設の運営権売却について「地方議会の議決が必要」としていた規定を「地方議会の議決は不要」としました。議会がいくら反対しても、水道事業民営化を実行することが可能になるからです。

水道料金の値上げが簡単に

料金改定は、企業側が届け出るだけで「手続完了」となります。民間企業が水道料金の値段を決めることも認めています。

役員報酬も水道料金に転嫁

水道は電気料金と同じように「総括原価方式」をとっているため、役員報酬や法人税なども水道料金に上乗せすることができます。それは企業の役員報酬まで「水道料金」として住民から徴収することを認めることです。

民営化を促すアメとムチ

水道民営化を促進するため、企業に運営権を売った自治体には、借金返済を軽減（地方債の元本一括繰り上げ返済のとき、利息を最大で全額免除）する特典も付けました。水道民営化を渋る自治体には高い利息をかぶせ、水道民営化を進める自治体は利息を免除するという、露骨な水道民営化推進策になっています。このPFI法成立を受けて大阪市、宮城県、浜松市などで水道事業民営化の動きが加速しています。

水道料金値上げ、無制限

水道法14条1項は「料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること」と規定していました。法改正により「健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること」と変更しています。

「適正な原価に照らし公正妥当な料金」を「健全な経営を確保するため公正妥当な料金」に変えることによって、今後、企業の利益確保に必要な水道料金値上げを無制限で認める内容を盛り込んでいます。

麻生現財務大臣、民営化約束

2013年4月、米国で麻生太郎（現財務大臣）が「日本の水道をすべて民営化します」と約束しています。それは欧米企業が日本の水事業に自由に参入できるようにするという内容でした。水道施設、水源地がみな欧米企業に買い占められることが懸念されます。世界各国で水質汚染で病気感染が拡大するなど、問題が発生しています。

水道民営化は時代遅れ

欧州を始め、世界各国で「再公営化」の動きが広がっています。2000年から15年の間に37か国235件の水道事業が再公営化しています。そのうち94件は民営化の発祥地フランスです。2010年パリ市は水道事業を公共の手に取り戻しました。民営化の間に水道料金は174%値上がりしました。パリに続きベルリンも2014年再公営化しました。

「水のような必須の資源は、利益で動く企業ではなく公的機関に任せるべきだ」という声が大きくなっています。

雫石町は日本の近未来を暗示

岩手県雫石町の水道停止問題は、「水道民営化法」とは無関係ですが、水道の民営化の未来を暗示する内容です。

「協力をいただけない場合は水道が供給停止になります」岩手県雫石町の山あいの地区に届いた水道運営会社からの文書。水道の運営会社は何度か代わっていましたが、現在の会社に代わったことは住民に報告無しでした。これが現実になります。

民営化、神戸市は「採用しない」

神戸市の久元市長は水道民営化について「現時点で採用するつもりはない」とした上で「早くから水道事業に取り組んできた神戸市では、優秀な職員が事業を支え、経験やノウハウが継承されてきた。必要な部分は民間委託をするが、基本的には現時点の方式を維持することが大切ではないか」と述べています。

「水は命」の源です

2010年、水道民営化によって痛い目にあったボリビアの国連大使は、国連で「飲料水と衛生の権利は、人生を最大限に謳歌する上で必要不可欠な人権です」と演説しています。

民営化を禁止する条例制定を

水道法が改正されても、民営化を決めるのは自治体です。市民が安全、低廉で安定的に水を使用し、衛生的な生活を営む権利を守るために、「民営化を禁止する」条例の制定を市長、議会に求めていくべきではないでしょうか。

海外調査報告 1 2018年11月

日本より早く電力自由化、発送電分離をしているスペインを訪問して来ました。

スペインは、再生可能エネルギーの大幅導入に成功しています。成功の陰には全国的な発電出力予測システムを活用して中央で一括して電力調整を行う再生可能エネルギー 制御センター（系統運用会社「REE社」）の存在があります。私たちはそちらを訪問してお話を伺いました。

再生可能エネルギーを制御

REE社は不安定な再生可能エネルギーを送電網の中でコントロールしている系統運用会社です。

国の資本が20%入っていますが、送電業務を担う民間会社です。

スペインも30年前は各電力会社が個々に送電をしており電力供給に不安定な面がありました。その後発送電の分離（所有権の分離）が行われ、国主導で一元的に送電を管理することが実現しています。

二つのモニターで監視・制御

REE社の系統制御の仕組みは中央給電指令所（中央指令室）と再生可能エネルギー制御センターが同居しています。そこには火力・水力・原子力発電を監視・制御するモニターと風力・太陽光・太陽熱発電を監視・制御するモニターの二つが並んでいます。

不安定な再生エネ発電を制御

スペイン全土の再生可能エネルギーによる発電状況が一目で分かる地図のモニターがあり、コンピューターで自動制御しています。中央指令室と併せて6、7人の職員が監視しており、瞬時にモニター画面は切り替わり、風力・太陽光の発電状況や電力需要などが映し出されています。目的が気候変動の抑制ということから、CO2の排出量もリアルタイムで監視しています。

電力会社から独立した機関の設置

日本のエネルギー転換が決定的に遅れているのは、現行の中途半端な「電力改革」にあります。

日本は2020年4月の発送電分離に向けて改革を実施しましたが、二つの欠陥が指摘されています。

ひとつは、2015年4月に設立された電力広域的運営機関で2016年4月に改称した電力・ガス取引監視等委員会の独立性の問題です。

電力広域的運営機関と電力・ガス取引監視等委員会の中立性を高めるために、国会の承認を必要とする独立機関にすべきです。

発送電の所有権の分離

もうひとつは2020年4月から義務づけられた「発送電分離」が法的分離にとどまる点です。これまで同様に地域独占を継続して、電力会社の電力を優先的に買うこととなります。

これでは何も変わりません。発送電の所有権分離によって独立性を増した送電会社に転換すべきです。再生エネを優先的に受け入れる独立した機関を設置しなければ、九州電力のような再生エネ切り離しが続出し、エネルギー転換から立ち遅れてしまいます。

北海道のブラックアウトはそれを如実に示しています。

地域独占体制の打破と完全な発送電の分離

県は「再生可能エネルギーの推進による新たな社会づくり」をめざして、阿武隈風力発電構想による165基以上の風力発電を計画しています。

環境に配慮した計画はもちろんですが、風まかせの発電を有効活用するためには、スペインのような全国一元的な送配電のシステムを構築しない限り、安定的に電力を供給することは不可能です。そのためには現在の電力会社の地域独占体制を打破して、発送電の所有権分離による電力会社から独立した送配電会社による運営が不可欠です。スペイン視察によって確信いたしました。

海外調査報告 2 2018年11月

英国における原子力関連施設の大集積拠点であるセラフィールドにおいて、廃炉や高レベル放射性廃棄物の処分の現状について訪問してお話を伺いました。

過疎地にある原子力施設

ロンドンから北へ約500キロ。アイリッシュ海を臨む高台に「セラフィールド原子力サイト」があり、面積6平方キロの敷地に200以上の原子力施設が密集しています。

1948年に建設が始まり、プルトニューム生産炉を含めた再処理工場が最大の施設です。創業当初から海洋汚染と度重なる事故を引き起こし、周辺住民が白血病で死亡するなどの深刻な健康被害を引き起こしてきました。

廃炉は国営で実施

英国の廃炉は国営のNDA（原子力廃止措置機関）を2004年に設立し国営で実施しています。国営にした理由は費用分担と知見・技術の一元化および長期（100年以上）にわたって、責任を果たす機関の必要性からです。

NDAは240人の職員で、廃炉計画のプランを立案しています。

廃炉にあと115年

廃炉を含めた施設全体の処理費用は、日本円で17兆3,000億円、完了までの期間は125年。始めてから10年が経過しているのであと115年残っています。1年間の費用は4,000億円（約30億ポンド）かかるようです。



廃炉の困難性を痛感

廃炉を完了する期間を125年と定めていますので、これから115年もかかるようです。セラフィールド原子力サイトにあるウインズケール原子炉の火災事故は1957年10月に起きました。すでに61年が経過しています。排気塔の解体はこれから10年程度見込んでいます。原子炉解体の開始時期は明言せず、不明です。

放射能の低減に時間を要しており、廃止措置には予想以上の困難性と期間を要することを痛感しました。

処分場がなければ廃炉は無理？

英国は高レベル廃棄物の処理・処分について、ガラス固化と地層処分を進めています。しかし高レベル廃棄物処分場の選定は決定していません。

日本も同様であり、処分場が決まらない限り廃炉も進展はありません。あわせてバックエンド（廃炉費用、廃棄物処理等）には甚大な国民負担が生まれます。

廃炉は100年

NDAは、事故炉の廃止措置はこれからも100年以上の期間を要すると説明しました。

英国は廃炉の先進国といわれていますが、廃炉技術の試行錯誤の最中にあることを実感しました。

英国の実態から考慮すると、福島第一原発の廃炉は廃炉技術の開発・進歩を加味しても30～40年では困難であることを再認識しました。

日本も廃炉は国営で

今回の英国の調査で、第一原発の廃炉は100年単位の時間と膨大な費用を要すること改めて認識することができました。高レベル廃棄物処分場の選定もこれからです。

震災から7年が経過しましたが、東京電力の廃炉へ向けた取り組みは極めて不安定で、県民の安心・安全にはほど遠いものを感じます。

廃炉処理は、英国と同様に国営で一元的に実施するべきと思います。国営化が必須です。